

「標準」町村議会会議規則改正について

平成20年8月4日
全国町村議会議長会

地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号。以下「改正法」という。）において、法第100条第12項に次の条文が新設されたことに伴い、「協議又は調整を行うための場」（以下「協議の場」という）を設けるためには、会議規則の改正が必要となる。

なお、改正法の公布は6月18日になされ、施行は公布の日から3月以内で政令が定める日からとされているが、現在9月1日施行の予定とされている。

第100条第12項

議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。

1 今回の改正の趣旨

各町村議会における実態として全員協議会、正副委員長会議など、議会における審議や議会運営の充実を図る目的で、協議や調整のための場（諸会議）が設けられている。

ところが、現行法上正規の議会活動は本会議・委員会への出席や議員派遣などに限られるという解釈がとられてきたことから、全員協議会等への出席については費用弁償の支給や公務災害補償の対象にならないとされてきた。

今回の法改正により、全員協議会等の活動が正規の議会活動として明確に位置付けられたことから、今後、「協議の場」への出席は、費用弁償の支給及び公務災害補償の対象となり得る。

2 「標準」会議規則改正の考え方

今回、「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場」を設けるための根拠規定が条例ではなく会議規則とされたのは、新たな組織を設置するものではなく、議員派遣と同じように、議会の内部手続きに類似するものであるため、会議規則で定めることとされたものである。

透明性の確保及び公務災害補償の対象となり得ること等から、会議規則には、「協議の場」の名称、目的、構成員及び招集権者等を定めることが適当とされている。

3 「協議又は調整を行うための場」の範囲

会議規則に定める「協議の場」は、議案の審査又は議会運営の充実に関するものであり、例としては、全員協議会、正副委員長会議、各派代表者会議等が想定されている。

- 今回の改正は、議会活動の範囲を拡大することを目的としたものであるので、会派内部における協議の場、及び議員以外に有識者を構成員とするものは含まないこととされている（構成員ではない有識者から意見を聴くことは可能である。）。

4 「標準」町村議会会議規則の改正内容

(1) 条立てについて

今回の法改正により、「協議の場」の規定が第100条第12項に置かれ、議員派遣の規定が第13項となったことから、「標準」町村議会規則における条立てもこれに合わせ、これまでの「第15章 議員の派遣」の前に新たな規定を置くこととし、「第15章 全員協議会」とし、新条文は第121条とする。その結果、議員の派遣の規定は第16章 第122条となり、補則の規定は第17章 第123条となる。

(2) 改正「標準」町村議会会議規則第121条第1項「法第100条第12項の規定により議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、全員協議会を設ける。」について

- 「協議の場」を設けるための手続きを定める規定とする。
- 町村議会の場合、常設している「協議の場」のほとんどは全員協議会であることから、本文に例示規定とした。
- 全員協議会以外で「協議の場」に含まれるか否かの判断は、「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行う。」という目的規定に合致するかどうかの判断による。
- 議会としての意思決定は、あくまで本会議・委員会においてなされるのであるから「協議の場」はそれを補完するもので、本会議・委員会を代替するものではない。

(3) 改正「標準」町村議会会議規則第121条第2項「全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する。」について

- 全員協議会は、会議規則に規定すれば、「協議の場」として正規の議会活動と位置づけられることから、その構成メンバー、招集権者を規定した。

(4) 改正「標準」町村議会会議規則第121条第3項「全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。」について

- 「協議の場」の運営に関し必要な事項は、議会の代表者である議長が定めることとした。
- 別に定める事項としては、公開の有無（傍聴の取扱）、記録、議長不在（事故あるとき）の場合の開催手続き等が想定される。
- 「議長が別に定める。」事項については、本文中に規定することも可能である。